

# 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

〒552-0007

おおさかふおおさかしみなとくべんてん  
大阪府大阪市港区弁天1-2-4

おおさかほうそうかぶしきがいしゃ  
大阪放送株式会社

だいひょうとりしまりやく さとうけんぞう  
代表取締役 佐藤賢三

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体		全体	懇談会の検討に当たって国民のニーズや関係事業者の考え方を踏まえることや地域情報の確保を考慮して検討されたものであることに賛同する。当社は、「地方ブロック向け放送」に積極的に参加したいと考えており、マルチメディア放送実現のための周波数割当について、今後、できるだけ速やかに決定されることを希望する。また、今後検討される諸制度についても音声中心のデジタルラジオ放送が基幹的メディアとしての役割を果たせるよう、また、その重要性を十分配慮した進め方を希望する。
14頁	表の中央、 上段および 第二段	できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。  「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」	「地方ブロック向け放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスであるが、「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」は既存ラジオ事業者が長期間にわたって行ってきた事業活動そのものであり、「既存ラジオのノウハウの活用」は「地方ブロック向け放送」の発展にとって重要であると考え。このため、新規サービスであっても既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウや報道的環境を生かせるような制度整備を行っていただきたい。
16頁	最終行～	こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	“広くあまねく”の確保に努めるのはもちろんであるが、膨大な設備投資が必要となる本事業で具体的な数値を示すことにより、その財源が過度にユーザーにフィードバックされるようなことが起これば、放送として好ましくない。地域間の格差が生まれないことを配慮しつつ、事業者の計画に委ねるべきである。

24頁	15行目～	<p>こうした場合は、例えば・申請のあった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割当を止めて・・・</p>	<p>申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向け放送」への割当を「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが示されているが、このやり方は申請した事業者の事業計画そのものに大きく影響するので、採用すべきでない。「地方ブロック」ごとに発信されるブロックの情報は災害時の安心報道等を例にとってみても必須のものであり、「地域振興」「地域情報の確保」の観点からも「地方ブロック向け放送」への割当は止めるべきでない。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」に参入する放送事業者の比較審査にあたっては、2003年以来、実用化試験放送を実施し、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業の実績、貢献や、「既存ラジオのノウハウの活用」が可能であるか等を評価項目に入れるべきである。</p>
30頁	9行目～ 21行目	<p>「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごととした上で・・・</p> <p>・・・ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるよう措置することが考えられる。</p>	<p>放送は、信頼できる情報を安定して受信者に届けることが必須であり、既存の放送においては、ハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきた。そのことを考えるとハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきであり、「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるよう措置すること」は健全な放送の継続に資するものとする。</p>

30頁	25行目～	「エ NHKのノウハウ等の活用」の項目	新しいメディア、新しいコンテンツサービスにおいて、NHKの技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であると考え。民間との協力体制が可能となるような体制を作るべきであり、従ってNHKが参入を希望するのであれば、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。
34頁	5行目～ 14行目	「イ サイマル放送の扱い」の項目	サイマル放送は、アナログ放送の混信、不感対策の面からも有効であると同時に、受信端末の普及にも大きな効果があると思われる。従ってサイマル放送に対して制約は設けるべきでない。
35頁	9行目～	この「無料放送」の部分をごどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者に委ねることが適当と考えられる・・・	マルチメディア放送においては、有料サービスを含めた様々なサービスが可能になるが、あくまでも“放送”であることを前提とするならば、サービスの信頼性ととも、国民がいつでも手軽にサービスを楽しむことのできる無料放送を確保する仕組みを作る等、事業者もきちんと信頼できる放送サービスを全うできるような制度整備をお願いしたい。
36頁	14行目～ 16行目	本懇談会において、現時点でマルチメディア放送に参入を希望している者に対しこの点についてヒアリングを行ったところ・・・ 受信端末として携帯電話端末以外の端末を想定し・・・	マルチメディア放送は、放送の精神に則り、公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けられ、発展することが肝要であり、不特定多数の受信機で放送が受信可能となるような制度整備を期待する。

## 要 旨

### 「全体」

当社は「地方ブロック向け放送」に積極的に参加したいと考えており、懇談会の検討において「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用」等を考慮されていることに賛同する。

### 「地方ブロック向け放送の扱い」

地方ブロックの情報は「災害時の安心報道」のほか、「地域振興」「地域情報の確保」にとって重要であるので、申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合でも「地方ブロック向け放送」への割当を止めるべきでない。

また、「地方ブロック向け放送」に参入する放送事業者の比較審査にあたっては、実用化試験放送の実績や、「既存ラジオのノウハウの活用」等を評価すべきである。

### 「放送としての制度整備」

マルチメディア放送は放送の精神に則り公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けることが肝要で、不特定多数の受信機で受信が可能となるような制度整備を期待する。

### 「ハード・ソフト分離」

既存の放送が、ハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきたことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、両事業者が密接な連携を得られる施策が必要。